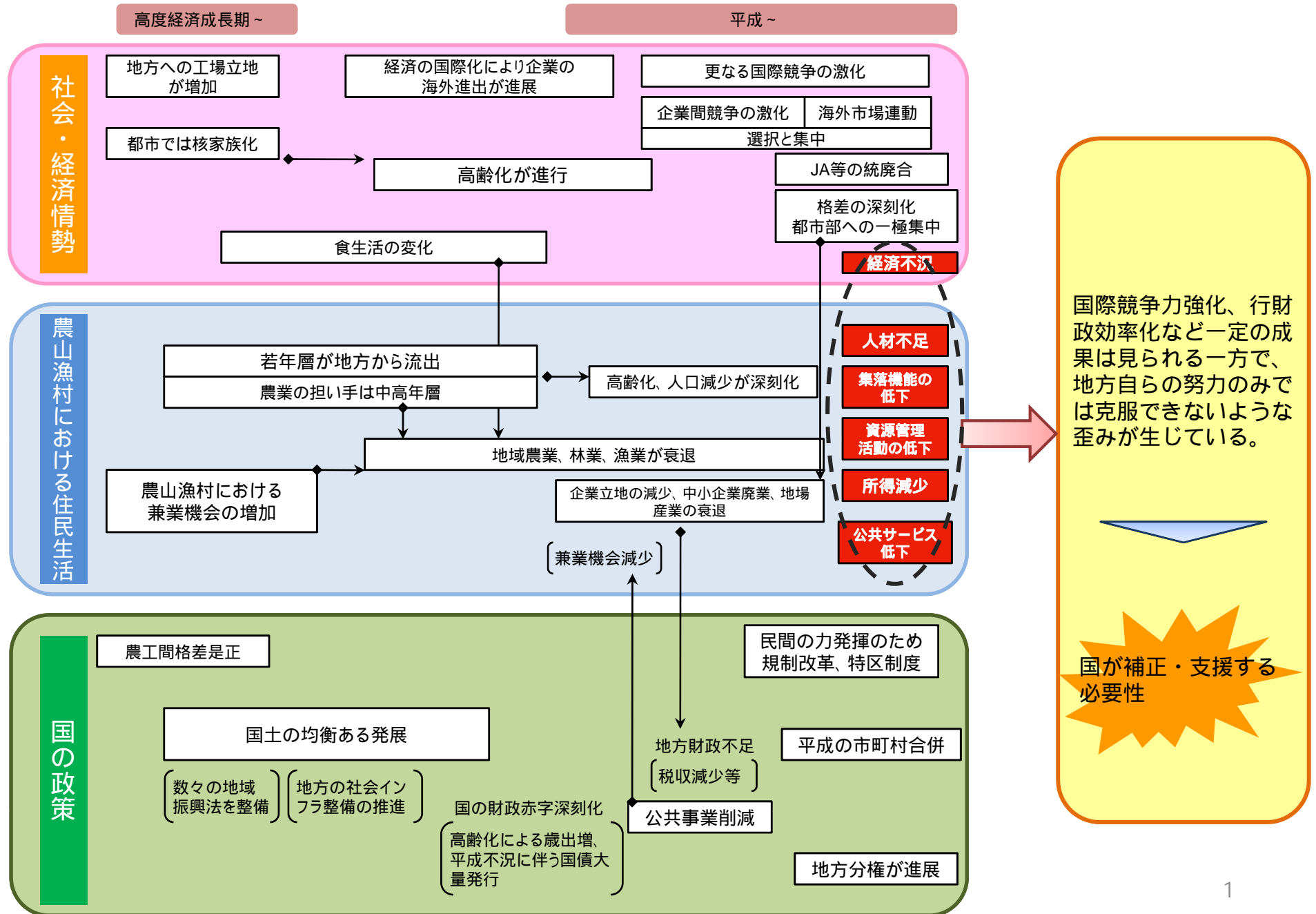


農山漁村対策

平成 2 1 年 7 月

農林水産省

集落機能再生に向けて（国が補正・支援する必要性）



集落機能再生に向けて（国と地方の役割）

地方自らの努力のみでは克服できないような歪みの補正・支援

国の役割

政策の基本方向の提示

企業・NPO等の新たな主体への橋渡し

市場での競争を支える土台づくり

地方では担いきれないリスク・負担への対応

役割分担



地方の役割

国の果たす役割を受けて地域の特性や実情を踏まえた自立的・持続的な展開への努力

集落機能の再生により地域自らが創意と責任をもって、更なる諸課題の解決

（農林水産省の果たす役割）

「農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていること」（食料・農業・農村基本法第5条）から、農山漁村の定住条件の整備は農政の重要課題として行うことが必要。

この施策により、国土環境保全や伝統文化の承継などの農山漁村の多面的機能の発揮や都市への一極集中による弊害の是正など、広く国民全体に裨益。

農業集落形成に伴い発展してきた集落機能を活用した施策を展開してきた農水省が、集落機能再生のための施策を講ずることが不可欠かつ効率的。

将来にわたり地域社会を維持していく仕組み = 地域マネジメント法人の設立

農 林 水 産 省

- 法人の立ち上げ支援
- ・ 組織づくり、計画づくり
- ・ 人材の育成
- 活動の立ち上げ支援
- 活動支援
- ・ 農林漁業
- ・ 都市農村交流
- ・ 農山漁村の環境保全
- ・ 地域資源活用
- 法制度

各 省 連 携

- 活動支援、法制度等
- ・ 介護・医療 (厚生労働省)
- ・ 産業活動 (経済産業省)
- ・ 交通・住宅 (国土交通省)
- ・ 地方自治体支援 (総務省) 等

役割分担



地方自治体

地方自治体の判断に基づく活動支援

- ・ 人材派遣
- ・ 財政支援
- ・ 助言・指導
- ・ 関係機関との調整
- ・ 振興計画等への位置付け

地域住民等

- 法人の構成員
- 活動の主体
- 会費・出資・寄附

地域マネジメント法人支援のイメージ

